

全L協保安26第99号
平成27年3月27日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

旧松下電器製及び三洋電機製のガス燃焼機器取替促進活動に関する
資料送付先変更及び一層の取替促進について (お願い)

標記の機器取替促進活動につきましては、平成19年5月及び10月並びに平成24年5月に不完全燃焼防止装置が付いていないガス小型湯沸器及び金網式ガスストーブ取替促進をお願いしたところです。

また、昨年5月には消費税率8%への変更に伴い、「取替証明書兼請求書」の様式変更の、ご周知方をお願いしたところです。

この度、標記機器の窓口となっておりますパナソニック㈱より、別添のとおり本年4月1日からの組織変更及び三洋電機製の担当窓口移転により、「取替証明書兼請求書」の送付先の名称と住所変更の周知依頼がありました。

なお、上述の平成24年5月の文書等でもお知らせしておりますとおり、取替の対象機器となっております小型湯沸器によるCO中毒死亡事故が発生しておりますことを念頭に置き、一層の取替促進方よろしくお願いいたします。

また、本対象機器に関わらずCO中毒事故が発生すると多数の被害者を出す可能性があることから、当協会では以前よりCO中毒事故防止対策の一環として、本件以外の不完全燃焼防止装置の付いていない機器も含めて取替促進を始め、CO警報器の設置並びにお客様への注意喚起等の実施をお願いしております。

さらに、本年4月より3年間実施いたします「LPガス安全応援推進運動”すべてはお客様の安心のために”」では、重大事故(B級以上の事故)ゼロ及びCO中毒事故件数ゼロを目標に掲げ、全国統一の展開を図ることとなっておりますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、上述の周知及びCO中毒事故防止対策の一層の促進方よろしくお願いいたします。

[本件に関する問合せ先]

・ パナソニック(旧松下電器)製ガス機器 取替促進担当

フリーダイヤル 0120-876-802

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・社休日を除く)

・ 三洋電機製ガス機器 取替促進担当

フリーダイヤル 0120-87-3477

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・社休日を除く)

以 上

発信手段：Eメール
へ担当：内倉、渡辺、片岡

別 添

2015年3月吉日

一般社団法人 全国LPガス協会 御中

パナソニック株式会社
アプライアンス社
品質革新本部 CSセンター

ガス燃焼機器の取替促進活動に関する資料送付先変更のご案内

謹啓 早春の候、貴協会益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。また弊社のガス燃焼機器
の取替促進活動について、多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社、2015年4月1日からの組織変更に伴ない、「ガス小型湯沸
器・金網式ガスストーブ 取替証明書 兼 請求書」の送付先を変更させ
ていただきます。

つきましては、貴協会様より全国都道府県協会様を通じてLPガス販売事
業者様に、弊社組織変更に伴なう、「取替証明書 兼 請求書」の送付先変更を
ご周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

貴協会におかれましてはお忙しい中、誠に申し訳ございませんが主旨ご理解
賜り、何卒ご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

2015年3月吉日

LPガス販売事業者様

パナソニック株式会社
アプライアンス社
品質革新本部 CSセンター

ガス燃焼機器の取替促進活動に関する資料送付先変更のご案内

謹啓 早春の候、貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。また弊社のガス燃焼機器の取替促進活動について、多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社、2015年4月1日からの組織変更に伴ない、「ガス小型湯沸器・金網式ガスストーブ 取替証明書 兼 請求書」の送付先を変更させていただきます。

つきましては、下記内容にて対応させていただきますので宜しくお願い致します。

貴社におかれましてはお忙しい中、誠に申し訳ございませんが主旨ご理解賜り、何卒ご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

弊社、組織変更、及び、三洋電機製ガス機器 取替促進担当窓口の移転（奈良拠点へ集約）により、「ガス小型湯沸器・金網式ガスストーブ 取替証明書 兼 請求書」の送付先名称と三洋電機製ガス機器の取替証明書兼請求書の送付先住所を変更させていただきます。

詳細につきましては、下記添付資料①～②に記載しております。

【添付資料】

- ① パナソニック(旧松下電器)株式会社製不完全燃焼防止装置なしのガス燃焼機器の取替促進について
- ② 三洋電機株式会社製不完全燃焼防止装置なしのガス燃焼機器の取替促進について

ご不明な点がございましたら、下記弊社お問合せフリーダイヤルへご連絡
いただきますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

- ・ パナソニック (旧松下電器) 株式会社製 ガス機器 取替促進担当
フリーダイヤル 0120-876-802
受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・弊社休日は除く)
- ・ 三洋電機株式会社製 ガス機器 取替促進担当
フリーダイヤル 0120-87-3477
受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・弊社休日は除く)

パナソニック(旧松下電器)株式会社製
不完全燃焼防止装置なしの
ガス燃焼機器の取替促進について

■ 対象商品：ガス小型湯沸器
金網式ガストーブ

2015年4月1日

パナソニック株式会社
アプライアンス社
品質革新本部CSセンター
ガス・石油商品CS部

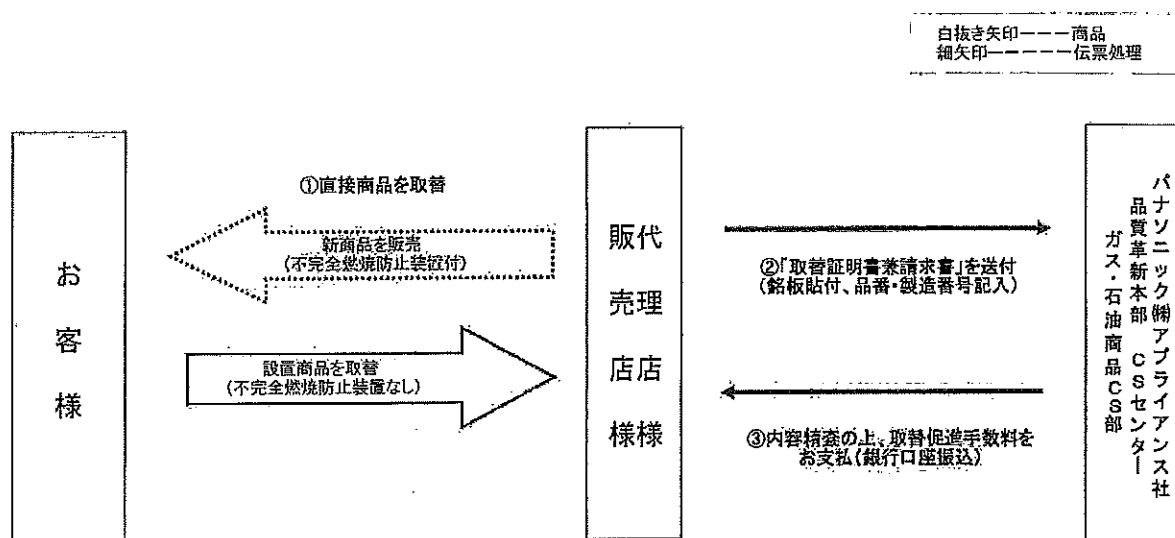
松下電器製「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器・金網式ガスストーブの

取替促進助成に関する対応について

項目	説明内容
(1) 主旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社は、「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器及び金網式ガスストーブの取替促進を目的に、対象機種を取替を推進して頂いた代理店様・販売店様に対し、取替促進手数料をお支払させていただきます。 (注)お支払対象は松下電器製「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器及び金網式ガスストーブのみとさせていただきます。
(2) 申請対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器及び金網式ガスストーブ。
(3) 申請対象機種	<ul style="list-style-type: none"> ・ P3、P4記載の「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器及び金網式ガスストーブの商品が、取替促進手数料お支払い対象機種となります。
(4) 申請の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理店様・販売店様
(5) お支払手数料金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様がお持ちの弊社対象機種を取替推進して頂きました代理店様・販売店様に対し、取替促進手数料と致しまして、1件:5,000円に消費税を加算してお支払い致します。
(6) 申請方法	<ol style="list-style-type: none"> ①お客様から取替えて頂いた商品が「不完全燃焼防止装置なし対象機種一覧」に掲載の機種であることをご確認頂き、商品に貼付されている銘板をはがして下さい。 ②銘板を弊社所定様式の「取替証明書兼請求書」に貼付して下さい。 (注)銘板が貼付されていない場合はお支払出来ませんので、ご注意ください。 (セロテープ等ではがれない様に貼付をお願いします) 尚、貼付は1台につき1葉でお願い致します。 ③「取替証明書兼請求書」の必要事項をご記入下さい。 (ご記入必要事項) ・ 証明書発行日付 ・ 銘板の品番及び製造番号 (銘板の添付、品番・製造番号をご記入頂く方の確認印をお願い申し上げます) ・ 商品の取替日 ・ お客様のご苗字、電話番号(下4桁) ④「取替証明書兼請求書」下段の「銀行口座振込依頼書」に基づき、代理店様・販売店様に取替促進手数料を振込させていただきます。 ・ ご住所、お会社名、お電話番号、FAX番号をご記入の上、必ず押印をお願い致します。 [印]には、お会社様印の押印をお願いします。 ・ お支払手続きを円滑に行う為、銀行・支店名、預金種類、口座番号、口座名義のご記入は正確をお願い申し上げます。 ⑤「取替証明書兼請求書」を下記のパナソニック(株)担当者宛にお送り下さい。 尚、「取替証明書兼請求書」は、コピー等、貴社控を残して下さい。 ご送付に際しては、宅配業者メール便等でのパナソニック着払いでも結構です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〒639-1188 奈良県大和郡山市筒井町800番地 パナソニック(株) アプライアンス社 品質革新本部 CSセンター ガス・石油商品CS部 CS推進課 取替促進 担当宛 (フリーダイヤル) 0120-876-802 受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・弊社休日を除きます</p> </div>
(7) お支払	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容精査の上、取替促進手数料5,000円に消費税を加算して、弊社25日締めで翌月15日にお振込致します。 <p>(お支払の条件) ①松下電器製の今回対象機種であること (品番が銘板で確認できること) ②銘板が1台につき証明書1葉で貼付されていること ③請求書として社印が押印されていること 上記3点が確認出来ないものは、お支払できません。</p>
(8) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回のお支払は下取り費用ではなく、取替促進にご尽力頂きました代理店様・販売店様に対してお支払する手数料でございます。 ・ 取替商品につきましては、誠に恐れ入りますが、取替頂きました代理店様・販売店様でご処分頂き、弊社への返品は無きようよろしくお願い申し上げます。

商品取替促進手数料のお支払について

- ・対象となる商品は松下電器製「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器、金網式ガスストーブです。(P3、P4参照)
- ・代理店様・販売店様はお客様から商品を取替え後、弊社所定様式にて「取替証明書兼請求書」を発行願います。(P6参照)
- ・上記「取替証明書兼請求書」へ銘板を貼付けの上、パナソニック㈱アプライアンス社 品質革新本部 CSセンター ガス・石油商品CS部 CS推進課 取替促進 担当宛 にお送りください。
- ・内容精査の上、弊社25日締め分を翌月15日でお振込み致します。
- ・取替商品につきましては誠に恐れ入りますが、代理店様・販売店様にて処分頂き、弊社への返品は無きようお願い申し上げます。



■銀行口座振込についてお願い

- (1)「取替証明書兼請求書」のご送付
- ・「取替証明書兼請求書」には必ず社印の押印をお願い致します。
 - ・「銀行口座振込依頼書」には、円滑なお振込手続きの為、銀行名(支店名)・預金種類・口座番号・口座名義を正確にご記入下さい。
(申請方法の詳細に関しましては、P1をご覧ください)
- (2)お支払に関するご注意
- ・お支払対象は松下電器製の今回対象機種に限ります。(品番が銘板で確認できること)
 - ・お取替の事実の証として、銘板の貼付(1台1葉)を必須とさせていただきます。
(銘板貼付なき場合はお支払出来ません)

■お問い合わせ窓口

住所 〒639-1188 奈良県大和郡山市筒井町800番地
 名称 パナソニック株式会社 アプライアンス社 品質革新本部 CSセンター
 担当窓口 ガス・石油商品CS部 CS推進課 取替促進担当
 TEL (フリーダイヤル) 0120-876-802
 受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・弊社休日を除きます

松下電器製「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器の対象機種一覧

※ 下記品番で『PW』で始まる機種も対象です。

	No	品番	生産期間	
			生産開始	生産打切
1960年代	1	GW-31	1962年 3月	1964年12月
	2	GW-41	1964年 2月	1966年 3月
	3	GW-42	1965年 6月	1968年 3月
	4	GW-53	1965年 5月	1970年10月
	5	GW-42N	1967年 3月	1970年 9月
	6	GW-55	1968年 4月	1969年 3月
	7	GW-35	1968年 5月	1969年 3月
	8	GW-45	1968年 1月	1971年11月
	9	GW-43 GW-43K	1969年 5月	1972年 1月
	10	GW-56	1969年 9月	1977年 2月
1970年代	11	GW-53S	1970年 3月	1974年10月
	12	GW-52	1972年 5月	1974年 2月
	13	GW-520	1974年 6月	1976年 2月
	14	GW-525	1976年 2月	1978年 9月
	15	GW-425	1977年 2月	1978年 6月
	16	GW-526	1978年 8月	1980年 4月
	17	GW-526A	1978年 8月	1980年 4月
	18	GW-527	1978年 3月	1980年10月
	19	GW-528	1978年 3月	1986年10月
	20	GW-5D	1979年10月	1980年 6月
	21	GW-5DV	1979年11月	1985年 3月
1980年代	22	GW-5Y	1980年10月	1986年 5月
	23	GW-5D2V	1983年 3月	1984年 5月
	24	GW-5D4V	1984年 3月	1985年 2月
	25	GW-5D6V	1985年 2月	1986年 2月
	26	GW-5D6VK	1985年 5月	1986年 2月

松下電器製 金網式ガスストーブの対象機種一覧(不完全燃焼防止装置なし)

※ 下記品番で『PS』で始まる機種も対象です。

No	品 番	生 産 期 間		No	品 番	生 産 期 間	
		生産開始	～ 生産打切			生産開始	～ 生産打切
1	GS-161	1963年 8月	～ 1963年 12月	27	GS-3010	1974年 6月	～ 1975年 10月
2	GS-162	1964年 5月	～ 1968年 11月	28	GS-3300	1974年 4月	～ 1974年 12月
3	GS-163	1964年 5月	～ 1966年 7月	29	GS-6005	1974年 12月	～ 1978年 3月
4	GS-152	1965年 6月	～ 1969年 12月	30	GS-1600	1974年 10月	～ 1975年 1月
5	GS-153	1965年 6月	～ 1966年 8月	31	GS-3015	1975年 11月	～ 1978年 7月
6	GS-251	1965年 6月	～ 1968年 8月	32	GS-3305	1975年 11月	～ 1976年 9月
7	GS-154	1966年 2月	～ 1967年 11月	33	GS-1605	1975年 11月	～ 1975年 11月
8	GS-3000	1966年 7月	～ 1967年 12月	34	GS-2400	1975年 7月	～ 1976年 11月
9	GS-6000	1966年 6月	～ 1967年 11月	35	GS-2405	1975年 11月	～ 1976年 11月
10	GS-155	1967年 2月	～ 1967年 11月	36	GS-3030	1976年 7月	～ 1984年 9月
11	GS-4000N	1967年 9月	～ 1975年 8月	37	GS-2407	1977年 7月	～ 1978年 10月
12	GS-156	1968年 4月	～ 1971年 11月	38	GS-3207	1977年 8月	～ 1977年 10月
13	GS-166	1968年 6月	～ 1970年 12月	39	GS-5005	1978年 10月	～ 1985年 12月
14	GS-167	1968年 6月	～ 1969年 10月	40	GS-1407A	1978年 8月	～ 1978年 11月
15	GS-3000N	1968年 3月	～ 1973年 8月	41	GS-2407A	1978年 8月	～ 1978年 11月
16	GS-3100N	1968年 7月	～ 1971年 7月	42	GS-3207A	1978年 8月	～ 1978年 9月
17	GS-4100N	1968年 8月	～ 1971年 10月	43	GS-3016	1979年 8月	～ 1985年 12月
18	GS-6000N	1968年 10月	～ 1975年 4月	44	GS-1408	1979年 6月	～ 1981年 9月
19	GS-158	1969年 4月	～ 1970年 5月	45	GS-2408	1979年 8月	～ 1981年 9月
20	GS-168	1969年 6月	～ 1970年 9月	46	GS-3208	1979年 8月	～ 1981年 10月
21	GS-2100N	1969年 6月	～ 1973年 9月	47	GS-6060	1981年 6月	～ 1988年 8月
22	GS-220	1970年 5月	～ 1971年 11月	48	GS-1410	1982年 7月	～ 1984年 3月
23	GS-260	1970年 5月	～ 1970年 11月	49	GS-2410	1982年 7月	～ 1982年 10月
24	GS-260A	1971年 2月	～ 1972年 11月	50	GS-3210T	1982年 8月	～ 1985年 10月
25	GS-3200	1972年 6月	～ 1974年 9月	51	GS-1411	1983年 7月	～ 1983年 8月
26	GS-220A	1972年 6月	～ 1972年 11月	52	GS-2410T	1983年 7月	～ 1985年 10月

ガス小型湯沸器・金網式ガスストーブ 取替証明書 兼 請求書

パナソニック株式会社 宛

20 年 月 日

下記、銘板が貼付されていた商品を取替えたことを報告します。
 弊社 銀行口座に取替促進手数料として、代金 5,000円に消費税(%) 円を
 加算して振込下さい。

※商品に貼付の銘板をはがし、セロテープ等ではがれない様、当用紙に貼付下さい(必須)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; width: 80%; margin: auto;"> <p>銘板貼付</p> </div>	<p>品番 : _____</p> <p>製造番号 : _____</p> <p>お手数ですが、銘板貼付時に対象機種リストをご確認の上、品番・製造番号をご記入頂き、確認印の押印をお願い致します。(コピー等、貴社控を残して下さい)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; font-size: 8px;">確認印</div>
注)お支払い対象は、松下電器製対象機種一覧表の「不完全燃焼防止装置なしのガス小型湯沸器」「金網式ガスストーブ」のみとさせていただきます。	

□お取替日 : 20 年 月 日

□お客様名 : _____

ご苗字(お名前の記入は不要です)

お電話番号(下4桁のみ)

銀行口座振込依頼書

□ご住所 〒 _____ □お会社名 _____ □電話番号 _____ □FAX番号 _____	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 60px; margin: auto; text-align: center; font-size: 24px;">印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; font-size: 8px;">取扱者</div>
※銀行の入金記帳を代金の受領と認め、領収書を発行致しません。	

銀行名		銀行コード		支店		支店コード	
預金種類	1. 普通預金 2. 当座預金			口座番号			
口座名義	カナ						
	漢字						

※頂きました代理店様・販売店様の情報は、当該目的以外には使用致しません。
 ※必ず社印の押印をお願い致します。 ※円滑なお振込手続きの為、銀行口座情報は正確にご記入下さい。

パナソニック(株) 処理欄 (※販売店様は記入 しないで下さい)	■取替促進手数料 : 5,000円 / 台	管理No. B _____						
	■消費税(%) : _____ 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <th style="width: 33%;">検印</th> <th style="width: 33%;">検印</th> <th style="width: 33%;">担当</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	検印	検印	担当			
	検印	検印	担当					
■支払い金額合計 : _____ 円								

三洋電機株式会社製
不完全燃焼防止装置なしの
ガス燃焼機器の取替促進について

■ 対象商品：ガス小型湯沸器
金網式ガスストーブ

2015年4月1日

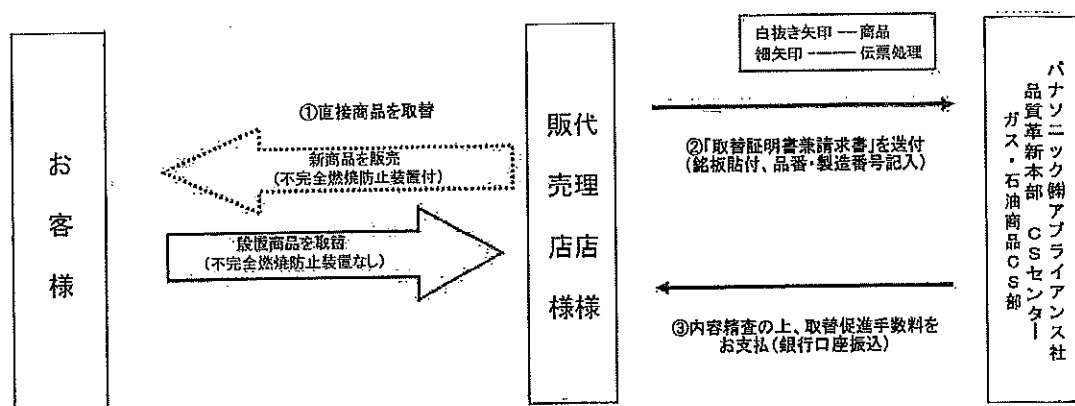
パナソニック株式会社
アプライアンス社
品質革新本部 CSセンター
ガス・石油商品 CS部

**三洋電機製「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器及び金網式ガストーブの
取替促進助成に関する対応について**

項目	説明内容
(1) 主旨	<p>・弊社は、「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器及び金網式ガストーブの取替促進を目的に、対象機種を取替を推進して頂いた代理店様・販売店様に対し、取替促進手数料をお支払させていただきます。</p> <p>(注)お支払対象は三洋電機製「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型(瞬間)湯沸器及び金網式ガストーブのみとさせていただきます。</p>
(2) 申請対象商品	<p>・「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型(瞬間:(以下略))湯沸器及び金網式ガストーブ。 ※三洋電機製では、ガス小型湯沸器の名称を「ガス瞬間湯沸器」と表示しています。</p>
(3) 申請対象機種	<p>・P3、P4記載の「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器及び金網式ガストーブの商品が、取替促進手数料お支払い対象機種となります。</p>
(4) 申請の対象者	<p>・代理店様・販売店様</p>
(5) お支払手数料金額	<p>・お客様がお持ちの弊社対象機種を取替推進して頂きました代理店様・販売店様に対し、取替促進手数料と致しまして、1件:5,000円に消費税を加算してお支払い致します。</p>
(6) 申請方法	<p>①お客様から取替えて頂いた商品が「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器及び金網式ガストーブ対象機種一覧に掲載の機種であることをご確認頂き、商品に貼付されている銘板をはがして下さい。</p> <p>②銘板を弊社所定様式の「取替証明書兼請求書」に貼付して下さい。 (注)銘板が貼付されていない場合はお支払出来ませんので、ご注意ください。 (ゼロテープ等ではがれない様に貼付をお願いします) 尚、貼付は1台につき1葉をお願い致します。</p> <p>③「取替証明書兼請求書」の必要事項をご記入下さい。 (ご記入必要事項) ・証明書発行日付 ・銘板の品番及び製造番号 (銘板の添付、品番・製造番号をご記入頂く方の確認印をお願いします) ・商品の取替日 ・お客様のご苗字、電話番号(下4桁)</p> <p>④「取替証明書兼請求書」下段の「銀行口座振込依頼書」に基づき、代理店様・販売店様に取替促進手数料を振込させていただきます。 ・ご住所、お会社名、お電話番号、FAX番号をご記入の上、必ず押印をお願い致します。 [印]には、お会社様印の押印をお願いします。 ・お支払手続きを円滑に行う為、銀行・支店名、預金種類、口座番号、口座名義のご記入は正確にお申し上げます。</p> <p>⑤「取替証明書兼請求書」を下記のパナソニック(株)担当者宛にお送り下さい。 尚、「取替証明書兼請求書」は、コピー等、貴社控を残して下さい。 ご送付に際しては、宅配業者メール便等でのパナソニック着払いでも結構です。</p>
(7) お支払	<p>〒639-1188 奈良県大和郡山市筒井町800番地 パナソニック(株) アプライアンス社 品質革新本部 CSセンター ガス・石油商品CS部 三洋燃焼CS課 三洋電機製 ガス機器 取替促進担当 宛 (フリーダイヤル) 0120-87-3477 受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・弊社休日を除きます</p>
(8) その他	<p>・内容精査の上、取替促進手数料5,000円に消費税を加算して、弊社25日締めで翌月15日にお振込致します。</p> <p>(お支払の条件) ①三洋電機製の今回対象機種であること(品番が銘板で確認できること) ②銘板が1台につき証明書1葉で貼付されていること ③請求書として社印が押印されていること 上記3点が確認出来ないものは、お支払できません。</p> <p>・今回のお支払は下取り費用ではなく、取替促進にご尽力頂きました代理店様・販売店様に対してお支払する手数料でございます。 ・取替商品につきましては、誠に恐れ入りますが、取替頂きました代理店様・販売店様でご処分頂き、弊社への返品は無きようよろしくお願い申し上げます。</p>

商品取替促進手数料のお支払について

- ・対象となる商品は三洋電機製「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型湯沸器、金網式ガスストーブです。(P3、P4参照)
- ・代理店様・販売店様はお客様から商品を取替え後、弊社所定様式にて「取替証明書兼請求書」を発行願います。(P6参照)
- ・上記「取替証明書兼請求書」へ銘板を貼付けの上、パナソニック㈱アプライアンス社 品質革新本部 CSセンター
ガス・石油商品CS部 三洋燃焼CS課 三洋電機製 ガス機器 取替促進担当 宛 にお送りください。
- ・内容精査の上、弊社25日締め分を翌月15日でお振込み致します。
- ・取替商品につきましては誠に恐れ入りますが、代理店様・販売店様にて処分頂き、弊社への返品は無きようお願い申し上げます。



■銀行口座振込についてのお願い

- (1)「取替証明書兼請求書」のご送付
- ・「取替証明書兼請求書」には必ず社印の押印をお願い致します。
 - ・「銀行口座振込依頼書」には、円滑なお振込手続きの為、銀行名(支店名)・預金種類・口座番号・口座名義を正確にご記入下さい。
(申請方法の詳細に関しましては、P1をご覧ください)
- (2)お支払に関するご注意
- ・お支払対象は三洋電機製の今回対象機種に限ります。(品番が銘板で確認できること)
 - ・お取替の事実の証として、銘板の貼付(1台1葉)を必須とさせていただきます。
(銘板貼付なき場合はお支払出来ません)

■お問い合わせ窓口

住所 〒639-1188 奈良県大和郡山市筒井町800番地
 名称 パナソニック株式会社 アプライアンス社 品質革新本部 CSセンター
 担当窓口 ガス・石油商品CS部 三洋燃焼CS課 三洋電機製 ガス機器 取替促進担当
 TEL (フリーダイヤル) 0120-87-3477
 受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・弊社休日を除きます

三洋電機製 「不完全燃焼防止装置なし」のガス小型（瞬間）湯沸器の対象機種一覧

	No	品 番	生 産 期 間		
			生産開始	～	生産打切
1960年代	1	GB-50	1966年10月	～	1980年 7月
	2	GB-54	1966年10月	～	1980年 7月
	3	GB-63	1969年 2月	～	1980年 7月
1970年代	4	GB-64	1973年 7月	～	1980年 7月
	5	GB-65	1970年 9月	～	1980年 7月
	6	GB-63S	1975年 6月	～	1980年 7月
	7	GB-501	1976年 2月	～	1980年 7月
	8	GB-40BC	1976年 7月	～	1980年 7月
	9	GB-40BK	1976年 8月	～	1980年 7月
	10	GB-A63	1976年11月	～	1983年 4月
	11	GB-TO-50・50M	1977年11月	～	1981年 3月
	12	GB-B63	1977年11月	～	1981年12月
	1980年代	13	GB-C63	1980年 4月	～
14		GB-502	1980年 5月	～	1984年 7月
15		GB-TO-50A・50AM	1981年 4月	～	1985年 2月
16		GB-TO-50AB	1982年 9月	～	1983年 3月
17		GB-E63	1982年 5月	～	1985年 2月
18		GB-502A	1984年 1月	～	1987年 1月
19		GB-F63・F63K	1984年 4月	～	1988年 5月
20		GB-F63C	1985年 2月	～	1985年 2月

三洋電機製 金網式ガスストーブの対象機種一覧(不完全燃焼防止装置なし)

	No	品番	生産期間	
			生産開始	生産打切
タテ型	1	GH-3000	1968年 3月	1968年 6月
	2	GH-3100	1968年 5月	1968年12月
	3	GH-4000	1967年 4月	1967年 6月
	4	GH-6000	1967年 9月	1967年11月
	5	GH-6100	1968年 4月	1968年 5月
	6	GH-7000	1968年 9月	1968年 9月
	7	GHB-310	1971年 7月	1971年10月
	8	GHB-400	1972年 7月	1973年 6月
	9	GHB-400A	1974年 7月	1974年 7月
	10	GHB-430	1978年 7月	1986年11月
	11	GHB-431	1975年 6月	1975年 5月
	12	GHB-431A	1977年 5月	1982年 8月
	13	GHB-500	1978年 8月	1987年10月
	14	GHB-550B	1976年10月	1982年 8月
	15	GHB-581	1975年 5月	1975年 8月
	16	GHB-581A	1977年 5月	1982年 8月
	17	GHB-600	1972年 7月	1973年10月
	18	GHB-600A	1974年 5月	1974年 6月
	19	GHB-610	1971年 8月	1971年 9月
	20	GHB-3100	1969年 2月	1970年11月
	21	GHB-6100	1969年 8月	1970年 3月
	22	GHB-7000	1969年10月	1969年11月
ハコ型	1	GH-1500	1966年 8月	1968年 8月
	2	GH-2500	1966年 7月	1966年11月
	3	GH-2600	1968年 5月	1968年12月
	4	GHR-2600	1969年 8月	1979年 6月
	5	GHR-2610	1970年 5月	1970年11月
ヨコ型	1	GH-2000	1967年 4月	1967年10月
	2	GH-2100	1967年 6月	1967年 9月

銘板回収作業（サンプル）

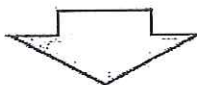
GB-F63の場合

①機器右側面の銘板をはがす



②取替証明書 兼 請求書に銘板を貼り付ける

ガス小型湯沸器・金網式ガスストーブ 取替証明書兼請求書				
パナソニック㈱ 三洋電機ガス機器 取替促進担当 宛				
20 年 月 日				
下記、銘板が取付されていた商品を取替えたことを報告します。 弊社 銀行口座に取替促進手数料として、代金5,000 円に消費税(%) 円を 加算して返送ください。				
<small>※商品に銘板の貼付は必須、セロテープ等で貼れない様、当用紙に貼付下さい(必須)</small>				
<table border="1"> <tr> <td>ガス瞬間湯沸器 GB-F63</td> </tr> <tr> <td>LPガス用 0.82 kg/h</td> </tr> <tr> <td>鳥取三洋電機株式会社</td> </tr> </table>	ガス瞬間湯沸器 GB-F63	LPガス用 0.82 kg/h	鳥取三洋電機株式会社	品番: GB-F63 製造番号: _____ 若干箇所で、取替証明用シール貼付 リストに添付の上、品番・製造番号 を記入頂き、粘着テープで取替 ます。(セロテープ、養生紙は貼付して下さい)
ガス瞬間湯沸器 GB-F63				
LPガス用 0.82 kg/h				
鳥取三洋電機株式会社				
<small>※1)取替証明用紙は、三洋電機株式会社発行の取替促進手数料を請求する為の取替促進手数料を請求する為の取替促進手数料として返送下さい。</small>				
□お取替日: 20 年 月 日				



両端をしっかりとテープ止めて
剥がれないようにしてください。

ガス小型湯沸器・金網式ガスストーブ 取替証明書兼請求書				
パナソニック㈱ 三洋電機ガス機器 取替促進担当 宛				
20 年 月 日				
下記、銘板が取付されていた商品を取替えたことを報告します。 弊社 銀行口座に取替促進手数料として、代金5,000 円に消費税(%) 円を 加算して返送ください。				
<small>※商品に銘板の貼付は必須、セロテープ等で貼れない様、当用紙に貼付下さい(必須)</small>				
<table border="1"> <tr> <td>ガス瞬間湯沸器 GB-F63</td> </tr> <tr> <td>LPガス用 0.82 kg/h</td> </tr> <tr> <td>鳥取三洋電機株式会社</td> </tr> </table>	ガス瞬間湯沸器 GB-F63	LPガス用 0.82 kg/h	鳥取三洋電機株式会社	品番: GB-F63 製造番号: _____ 若干箇所で、取替証明用シール貼付 リストに添付の上、品番・製造番号 を記入頂き、粘着テープで取替 ます。(セロテープ、養生紙は貼付して下さい)
ガス瞬間湯沸器 GB-F63				
LPガス用 0.82 kg/h				
鳥取三洋電機株式会社				
<small>※1)取替証明用紙は、三洋電機株式会社発行の取替促進手数料を請求する為の取替促進手数料として返送下さい。</small>				
□お取替日: 20 年 月 日				

ガス小型湯沸器・金網式ガストーブ 取替証明書 兼 請求書

パナソニック(株) 三洋電機製ガス機器 取替促進担当 宛

20 年 月 日

下記、銘板が貼付されていた商品を取替えたことを報告します。
 弊社 銀行口座に取替促進手数料として、代金5,000円に消費税()% 円を
 加算して振込ください。

※商品に貼付の銘板をはがし、セロテープ等ではがれない様、当用紙に貼付下さい(必須)



品番: _____

製造番号: _____

お手数ですが、銘板貼付時に対象機種
 リストをご確認の上、品番・製造番号を
 ご記入頂き、確認印の押印をお願い致し
 ます。(コピー等、貴社控を残して下さい)

確認印

注)お支払い対象は、三洋電機製対象機種一覧表の「不完全燃焼防止装置なしのガス小型湯沸器」「金網式ガストーブ」のみとさせていただきます。

□お取替日: 20 年 月 日

□お客様名:

ご苗字(お名前の記入は不要です)

お電話番号(下4桁のみ)

--	--	--	--

銀行口座振込依頼書

□ご住所 〒 _____

□お会社名 _____

□電話番号 _____

□FAX番号 _____

取扱者

印

※銀行の入金記帳を代金の受領と認め、領収書を発行致しません。

銀行名		銀行 コード		支店		支店 コード
預金種類	1. 普通預金 2. 当座預金			口座番号		
口座名義	カナ					
	漢字					

※頂きました代理店様・販売店様の情報は、当該目的以外には使用致しません。

※必ず社印の押印をお願い致します。 ※円滑なお振込手続きの為、銀行口座情報は正確にご記入下さい。

パナソニック(株) 処理欄 (※販売店様は記入 しないでください)	■ 取替促進手数料 : 5,000円/台	管理No.		
	■ 消費税()% : _____ 円	検印	検印	担当
	■ 支払い金額合計 : _____ 円			